# 「いわくら TKG」認定要綱

(目的)

#### 第一条

名古屋コーチンを使った新しい「ご当地グルメ」として『いわくら TKG』を開発し、そのブランド価値を適切に保護することにより価値観と信頼性を維持し、一過性のブームではなく末永く定着させることでたくさんの方々に岩倉のまちを楽しんでもらうことを目的とする。また、岩倉市内の事業所・石塚硝子株式会社が販売する卵容器を使用することにより、地域の活性化を図ることとする。

#### (認定)

#### 第二条

この要綱において「認定」とは、第四条に定める認定基準に基づき、それを満たした「卵かけごはん」を『いわくら TKG』と認めることをいう。

#### (運営委員会の設置)

#### 第三条

NPO 法人いわくら観光振興会は運営委員会を設置し、『いわくら TKG』の認定に関する事項を審議する。運営委員会は岩倉市観光情報ステーションが代表し、申請が届き次第、随時審査を行うものとする。なお、事務局は岩倉市観光情報ステーション内に置く。

#### (認定基準)

#### 第四条

『いわくら TKG』における定義をクリアした卵かけごはんに対して、そのコンセプトや独自性を鑑み、運営委員会が認めたものを『いわくら TKG』として認定する。

#### <定義>

- 【1】 名古屋コーチンの卵を使用すること
- 【2】 石塚硝子株式会社製の"ほぼ卵かけごはん専用容器"「ADERIA てびねり片口豆鉢 P-6414」を使用すること
- 【3】 提供店が岩倉市内にあること

#### (認定対象及び認定申請資格)

#### 第五条

『いわくら TKG』の認定対象及び認定を申請する資格のあるものは、食品衛生法に基づく 飲食店営業許可証を所有し、認定の対象となる卵かけごはんの製造を行う事業所が岩倉市 内にあること。

#### (認定の申請)

#### 第六条

認定を受けようとする者は、「いわくら TKG 認証制度にかかる申請書」(様式 1)を運営委員会へ提出するものとする。

#### (認定審査)

#### 第七条

運営委員会は第六条の規定により申請があった場合は、第五条の規定による要件、資格を満たすかどうかを審査するものとする。

運営委員会が前項の規定による審査で要件、資格を満たすと判断したものについては、第四条に規定する認定基準に基づく審査を行うものとする。

#### (認定の決定)

#### 第八条

運営委員会は、第七条の規定による審査で、認定基準を満たすと認められた時は、申請のあった卵かけごはんを『いわくら TKG』として認定し、認定証を交付するとともに、認定を受けた者を公表し、情報発信をするものとする。

運営委員会は、審査で認定基準に満たないと認められた申請内容であった時は、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものである。

#### (認定の変更)

#### 第九条

認定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当する時には、速やかに運営委員会に報告しなければならない。

- (1) 『いわくら TKG』の内容(価格等)について変更があった時
- (2) 『いわくら TKG』の販売を中止した時

#### (認定の表示)

#### 第十条

認定を受けた者には、認定書の授与と PR ツール (認定シール、チラシ等)を進呈する。POP とシールに関しては、掲示をしなければならない。

#### (認定を受けた者の責務)

### 第十一条

認定を受けた者は、この要綱の定めるところを誠実に順守するとともに、認定を受けた卵かけごはんの調理や販売を通じて、岩倉市のイメージ向上に繋げるようにすること。

### (要綱の変更)

## 第十二条

要綱の変更に関しては運営委員会に置いて協議の上行う。

【附則】この要綱は令和3年5月1日より施行する。